

令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱

砥部町告示第 1 0 1 号

令和 6 年 3 月 2 7 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業収入の減少等リスクへの備えを強化し、安定的な農業経営を構築するため、農業経営収入保険事業実施要領(平成 30 年 9 月 28 日付け 30 経営第 1431 号農林水産省経営局長通知)に基づき、全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)から委託を受けた愛媛県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)への加入の促進に対する支援を目的として、収入保険に加入する農業者が負担する経費に対し、町が予算の範囲内で令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に主たる事務所を有する者
- (2) 全国農業共済組合連合会事業規程(以下「事業規程」という。)により、令和 7 年 1 月 1 日までに保険期間が開始する収入保険への加入を申請した者のうち、前年度にこの補助金の交付を受けていない者
- (3) この補助金の交付申請までに全国連合会に交付対象者が負担する収入保険の保険料及び事務費(以下「保険料等」という。)を全額支払っている者
- (4) 町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を完納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者(法人の場合は役員等が暴力団員でない者)

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助対象経費は、事業規程第 23 条に規定する保険契約の締結を証する書面の発行時において、交付対象者が負担する保険料等とする。

2 補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助限度額は 200,000 円とする。

3 算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(手続の委任及び納付状況調査の同意)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請、請求及び受領に関する一

切の手続を、愛媛県農業共済組合の長(以下「組合長」という。)に委任するものとする。

2 前項の規定による委任は、委任状(様式第1号)により行うものとする。

3 交付対象者は、納付状況調査に係る同意書(様式第2号)を委任状に添付し、組合長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定により委任を受けた組合長は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付申請書(様式第3号)に、前条第2項の委任状その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により組合長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた組合長は、令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(事業の完了報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた組合長は、委任者に対する補助金の支払を完了したときは、速やかに令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業完了報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、組合長又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

委 任 状

令和 年 月 日

砥部町長 様

委任者 住所
氏名

(署名又は記名押印)

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金に係る申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 所在地
名 称
代表者氏名

※ 納付状況調査に係る同意書(様式第 2 号)を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

納付状況調査に係る同意書

私は、令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱に基づく申請にあたり、砥部町税務課が保有する申請者の町税等の納付状況(滞納の有無)を砥部町農林課長が指定する者が照会することに同意します。

砥部町長

様

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

生年月日

様式第3号(第5条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付申請書

令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金の交付を受けたいので、令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 委任状(様式第1号)
- (2) 納付状況調査に係る同意書(様式第2号)
- (3) 交付対象者ごとの保険料等明細一覧及びその根拠となる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 6 条関係)

砥部町指令 6 砥農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 前号の規定に違反したときは、この交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第5号(第7条関係)

令和6年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け砥部町指令 6 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金について、令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

様式第 6 号(第 9 条関係)

令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業完了報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

所在地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け砥部町指令 6 砥農林第 号で補助金交付決定の通知
があった令和 6 年度砥部町収入保険加入促進支援事業費補助金について、別紙のとおり
報告します。

※ 委任者に対する補助金の支払が完了したことが分かる資料を添付すること。